

府中市国史跡武蔵国府跡国司館跡地区遺構保存展示施設の使用に関する要領

(目的)

- 第1 この要領は、府中市公有財産規則（昭和39年10月31日規則第19号。以下「公有財産規則」という。）及び府中市行政財産使用料条例（昭和39年4月1日条例第18号。以下「使用料条例」という。）の規定に基づき、国史跡武蔵国府跡国司館跡地区遺構保存展示施設（以下「国司館跡地区施設」という。）の目的外の使用に関して遵守すべき事項を定めるものとする。
- 2 この要領に基づく使用許可は、国司館跡地区施設の歴史的価値を高め広く発信するとともに、駅前という立地を活かしたにぎわいと魅力ある空間を創出することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 国司館跡地区施設 府中市立ふるさと府中歴史館条例(平成22年12月条例第7号)第3条2項2号に規定する施設をいう。
 - (2) 使用の許可 府中市公有財産規則第19条に規定する目的外の使用の許可をいう。
 - (3) 公益に反しないもの 次の各号のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 特定の政治目的又は宗教的目的で実施されるもの
 - イ 目的、意図、活動内容等が明らかでないもの
 - ウ 風俗を乱すおそれのあるもの
 - エ 対象者が著しく限定されると認められるもの
 - オ その他府中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が不適當と認めるもの
 - (4) 使用料 使用料条例第2条に規定する使用料をいう。

(使用許可の対象)

- 第3 教育委員会は、使用の申込みの内容が史跡の保存に影響を与えないもので、かつ駅前という立地を活かしたにぎわいと魅力ある空間を創出することに資すると認めるものについて、使用を許可することが出来る。
- 2 飲食物や物品の販売または頒布等については、公益に反しないものでかつ教育委員会が認めた内容のみ可能とする。
- 3 この使用は許可内容に基づき認めるものであり、その他の来場者の利用を妨げる使用は認めない。
- 4 教育委員会は、使用に伴い一時的に1,000人程度の来場者が見込まれる場合、またはその他必要と認める場合には、使用の許可に関して必要な条件を付すことができる。

(使用区画)

- 第4 当該施設のうち、使用を可能とする区画は、別図第1に定める。
- 2 前項に定める区画のうち、次の各号に掲げるものは用途を限定する。

- (1) D区画（駐輪場） A区画、B区画、C区画のいずれかと合わせた使用とし、かつ当該使用に係る来場者の駐輪場の用途として使用する区画とする。
- (2) E区画（キッチンカー活用） A区画内において、キッチンカーの使用に限定した区画とする。
- (3) F区画（リパーロチャレンジショップ活用） B区画内において、ワークショップや物品販売、食物販売等ポップアップショップ等の使用に限定した区画とする。なお、当該区画における調理行為は不可とする。

（使用可能日時）

第5 施設の使用可能日時は、原則として府中市立ふるさと府中歴史館条例第5条第2項で定める休館日を除く午前9時から午後5時までのうち、別表第1及び別表第2の区分に基づき教育委員会が許可する日時とする。

- 2 搬入及び搬出、準備及び原状回復等を含む使用者の全ての行為は、前項で許可する時間内に行わなければならない。
- 3 教育委員会は、公益に反しないものかつ必要と認める場合、午前8時から午後10時までの範囲で使用を許可することが出来る。その時間は、別表第3に基づき1時間単位とする。
- 4 教育委員会は、他者の利用機会を著しく妨げない範囲で、かつ当該施設の使用の趣旨に反しない場合、連日にわたっての使用を許可することができる。

（使用料）

第6 当該施設の使用料は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める。

- 2 使用者は前項の規定による使用料を、使用日までに納入しなければならない。

（使用料の減免）

第7 使用料の減免は、使用料条例第5条に基づくものとする。ただし、同条第3号に該当する減免の対象は、次のいずれかに該当し、かつ市長が公益に反しないものと認めるものとする。なお、この場合の使用料は全額免除とする。

- (1) 市又は教育委員会の後援を得たもので、かつ使用に当たり来場者から参加費や入場料等を徴収しない場合
- (2) その他、使用者の責に帰さない理由により使用することができないと市長が認める場合

（使用料の不還付）

第8 使用料条例第7条に基づき、既に納入した使用料は、還付しない。ただし、第7の規定より、使用料の減免を市長が認めるものはこの限りでない。

（使用の取り消し）

第9 使用者が当該施設の使用を取り消そうとするときは、行政財産目的外使用取消申請書

を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請について適当と認めるときは、当該許可の取り消しを行った旨を、行政財産目的外使用取消通知書により使用者に通知する。

3 取り消しによる使用料の取り扱いは、第8に基づくものとする。

(使用の制限)

第10 教育委員会は、次のいずれかに該当する場合、当該施設の使用を直ちに中止させることができる。

(1) 公益に反するおそれがあるとき。

(2) 施設若しくはこれに付属する器具又は資料等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 上記のほか、管理運営上支障があるとき。

(権利譲渡の禁止)

第11 使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第12 使用者は、国司館跡地区施設の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 教育委員会は、使用者が前項に規定する義務を怠ったときは、使用者に代わってこれを行い、その費用を使用者に請求する。

(損害賠償の義務)

第13 国司館跡地区施設若しくはこれに付属する構造物等を損傷し、又は滅失した場合、使用者はこれにより生じた損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(使用に係る遵守事項)

第14 使用者は、別表第4に定める事項を遵守しなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する事項を守らない場合、以後該当使用者の使用を停止することができるものとする。

(関係法令等の手続)

第15 使用者は、この要領に定めるもののほか、国司館跡地区施設の使用に当たり法令上必要な手続き等を使用者の責のもとで行うとともに、関係機関の指導に従うこと。

(様式)

第16 この要領の施行について必要な様式は、府中市公有財産規則第19条から第22条に基づき、様式第1号から様式第5号までとする。

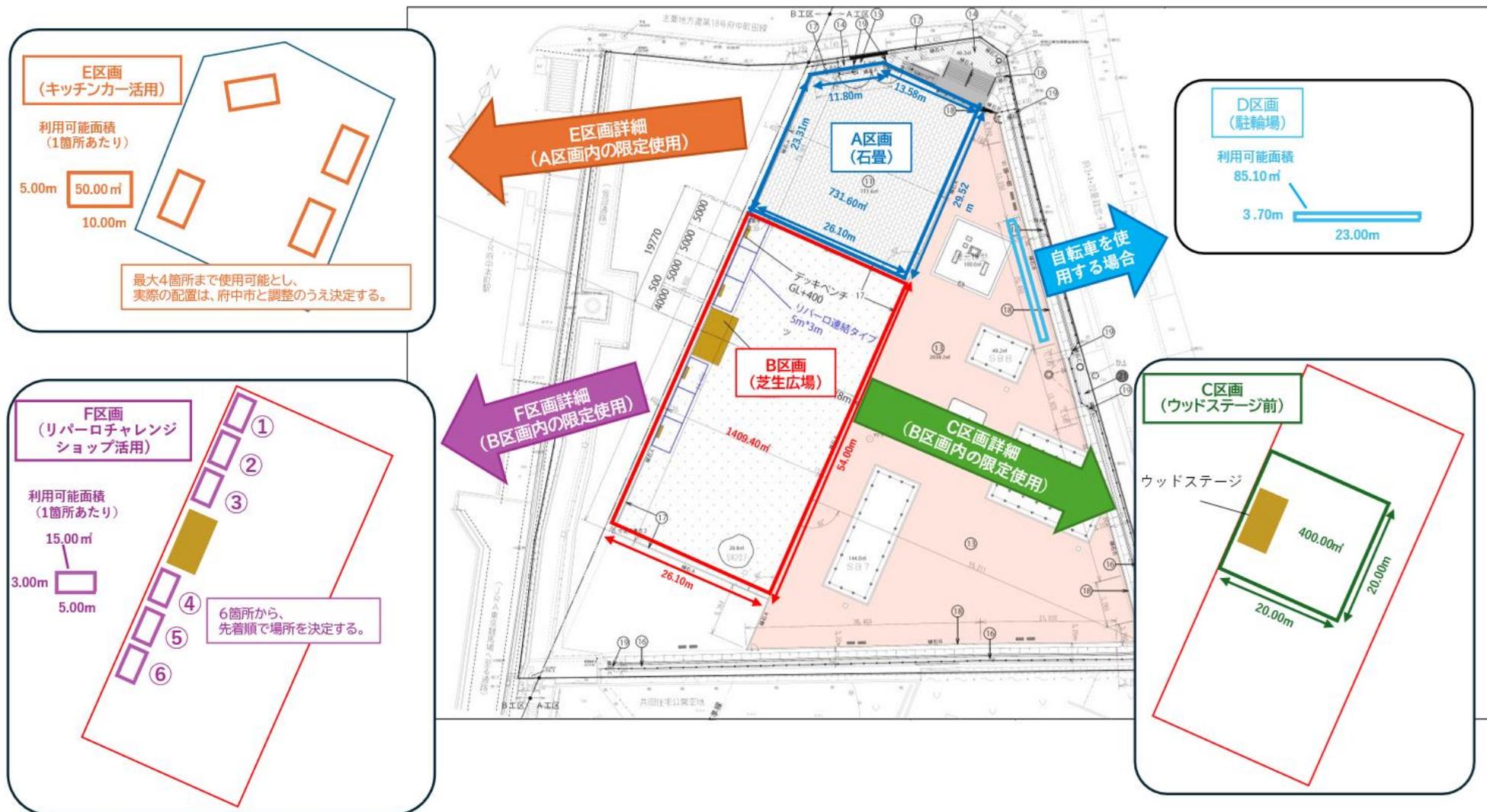
(雑則)

第17 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

別図第1 (第4)



別表第1（第5、第6）

A区画、B区画、C区画及びD区画使用料

使用区画	面積	使用料		
		全日	午前	午後
A区画	731.60㎡	32,800円	12,300円	16,400円
B区画	1409.40㎡	63,200円	23,700円	31,600円
C区画	400.00㎡	17,600円	6,600円	8,800円
D区画	85.10㎡	3,200円	1,200円	1,600円

1 別表第1における使用料の時間による区分は、次のとおりとする。

- (1) 全日 午前9時から午後5時まで
- (2) 午前 午前9時から正午まで
- (3) 午後 午後1時から午後5時まで

2 「D区画」は、A区画、B区画、C区画のいずれかを使用する際に、来場者の駐輪場の用途として使用する場合のみ申請できる。

別表第2（第5、第6）

E区画及びF区画のみの使用料

使用区画	面積	使用料
		全日
E区画	50.00㎡	2,500円
F区画	15.00㎡	600円

1 別表第2における使用料の時間は全日（午前9時から午後5時）のみとする。

2 A区画を使用する場合は「E区画」、B区画またはC区画を使用する場合は「F区画（C区画の場合は③、④のみ）」の使用料は発生しない。

3 「E区画」は最大4箇所まで使用可能とし、「F区画」は最大6箇所まで使用可能とする。なお、使用料は別表第2の金額に使用箇所数を乗じたものとする。

4 第2に係る許可は、次の各号の前提を踏まえ行う。

- (1) 申込み順で場所を決定する。
- (2) 他の申請者と販売内容が重なることがある。

別表第3（第6）

開館時間外における各区画の使用料

使用区画	面積	使用料 (1時間当たり)
A区画	731.60㎡	4,100円
B区画	1409.40㎡	7,900円
C区画	400.00㎡	2,200円
D区画	85.10㎡	400円
E区画	50.00㎡	200円
F区画	15.00㎡	100円

別表第4（第14）

使用に係る遵守事項

1 広場内

- (1) A区画、B区画、C区画のいずれかを使用するに当たり、使用者や来場者による自転車の利用を必要とする場合は、次の内容を遵守すること。
 - ア D区画以外の場所に駐輪しないこと。
 - イ 入場者が100人以上見込まれる場合は、駐輪場の整理を行う者を1名以上常駐させ、事故や怪我の防止に努めること。
 - ウ 使用終了時に自転車が残っていた場合は、使用者が責任をもって常設の駐輪場へ移動すること。
- (2) トイレは、管理棟内のトイレを使用すること。多くの来場者が見込まれ、トイレを利用することが想定される場合には仮設トイレを設置すること。
- (3) 発電機を使用する場合、発電機1台につき必ず消火器1台を用意すること。
- (4) 車両は搬入出の目的でのみ進入できるものとし（キッチンカーを除く）、それ以外の施設内への進入は認めない。
- (5) 搬入出時の車両の乗入可能範囲は「事務所北側及び西側（砂利部分）」及び「A区画（当該区域の使用が許可された場合）」のみとし、それ以外の場所への進入は厳禁とする。なお、当該施設内に進入可能な車両は、重さ2トンまでとする。
- (6) 車両の搬入出作業は、「事務所北側及び西側（砂利部分）」のみとする。
- (7) 設置してある水道については、原状回復の掃除のための使用など、教育委員会から事前に許可を得た場合にのみ使用を認める。この場合において、調理等の使用や汚水（調理後の汁類を含む）や油などを流すことは禁止とする。

2 備品の貸出

コーン及びバーの貸出を希望する者は、行政財産目的外使用許可申請書に希望する数量を記入すること。なお、テラスの椅子と机は、来場者の飲食・休憩スペースなどとして使用できるが、イベント専用ではないため、教育委員会が認める範囲内の利用に支障のないようにすること。

3 チラシ・ポスター等の掲示物の設置

使用に関するイベント等の内容に限り、チラシやポスター等を広場に設置することができる。設置可能場所は、「北側都道に面する黒い柵の部分（ただし東側の隅切りを除き、かつ車搬入用の柵の開閉に支障がないこと。）」とし、設置可能期間は使用日から起算して1週間前から当日までとする。また、他団体と設置期間が重なる場合、設置できる範囲・掲示枚数等は市が指定する。

4 その他

- (1) 使用に伴う盗難、火災、事故等の対応は、全て使用者の責任において行うこと。
- (2) その他、広場の利用ルールに従うこと。
- (3) 教育委員会の指示に従うこと。

府中市教育委員会

申請代表者

住 所

氏 名

電 話

— —

（※法人にあっては、その事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

行政財産目的外使用許可申請書

府中市公有財産規則第19条及び第22条の規定に基づき、次のとおり許可を申請します。

1 使用する財産の所在、区分及び数量

- (1) 名 称 国司館跡地区施設
- (2) 所 在 府中市本町一丁目14番
- (3) 使用区画
- (4) 数 量 m^2

2 使用しようとする理由及び使用計画又は事業計画

- (1) 使用しようとする理由
- (2) 使用計画又は事業計画 別添のとおり。

3 使用しようとする期間

4 使用料免除の有無

(1) 免除の希望 (有 ・ 無)

(2) 免除に該当する根拠 (※ 免除を希望する場合のみ記載)

ア 市の後援の有無 (有 ・ 無) ※ 有の場合は決定書の写しを添付すること。

イ 第7の要件を満たす理由

5 その他

(1) 来場者や出店者等に対する料金の徴収

(有 : _____ 円 ・ 無)

(2) 火器の使用

(有 _____ ・ 無)

※ 火器の使用を予定する場合は、内容をご記入ください (キッチンカー等)。

(3) 貸出備品の希望※※

ア カラーコーン () 個

イ バー () 個

※ 上項の物品の使用を希望する場合は個数をご記入ください。

※ 添付書類

1 使用計画又は事業計画

2 (使用料免除を希望する場合) 後援決定書の写し

3 その他

様

府中市教育委員会

行政財産目的外使用許可書

年 月 日付けで申請のありました行政財産目的外使用許可申請について、府中市公有財産規則第19条及び第22条に基づき、次のとおり許可します。

1 使用を許可する相手の氏名及び住所(法人については名称及び所在地)

- (1) 氏名（法人の場合は名称）
- (2) 住所（法人の場合は所在地）

2 使用を許可する行政財産の所在、区分及び数量

- (1) 名 称 国司館跡地区施設
- (2) 所 在 府中市本町一丁目14番
- (3) 使用区画
- (4) 数 量 m^2

3 使用の理由

4 使用期間

5 使用料及び納入方法

- (1) 使用料
- (2) 納入方法

6 その他

- (1) 当該要領に規定する事項を遵守すること。
- (2) 使用に当たり、府中市教育委員会の指示に従うこと。

第 号
年 月 日

様

府中市教育委員会

行政財産目的外使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のありました行政財産目的外使用許可申請は、次の理由により許可しないことを決定しましたので、公有財産規則第22条に基づき通知します。

1 使用財産の表示

- (1) 名 称 国司館跡地区施設
- (2) 所 在 府中市本町一丁目14番
- (3) 使用区画
- (4) 数 量 m^2

2 不許可の理由

様

府中市教育委員会

行政財産目的外使用取消通知書

年 月 日付で申請のありました行政財産目的外使用取消申請について、次のとおり使用を取り消しましたので通知します。

1 使用を取消す行政財産の所在、区分及び数量

- (1) 名 称 国司館跡地区施設
- (2) 所 在 府中市本町一丁目14番
- (3) 使用区画
- (4) 数 量 m^2

2 使用許可を受けた期間

3 その他